



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 味岡 桂三
コード番号 7173 東証第一部
問 合 せ 先 経営企画部長 水藤 有仁
(TEL. 03-5341-4301)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 2 回定時株主総会に、当社定款の内容の一部を変更する旨の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、現行定款第 31 条(社外取締役との責任限定契約)および第 39 条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 31 条(社外取締役との責任限定契約)の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>第 5 章 取締役および取締役会 (<u>社外</u>取締役との責任限定契約)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>第 5 章 取締役および取締役会 (取締役との責任限定契約)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p>第 6 章 監査役および監査役会 (<u>社外</u>監査役との責任限定契約)</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ</p> | <p>第 6 章 監査役および監査役会 (監査役との責任限定契約)</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ</p> |

り、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

り、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 定款変更の日程

平成 28 年 6 月 29 日（水）（予定） 定款一部変更のための定時株主総会
平成 28 年 6 月 29 日（水）（予定） 定款一部変更の効力発生日

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部

東京都民銀行 経営企画部広報室 TEL 03-3505-2155
八千代銀行 経営企画部IR課 TEL 03-3352-2295
新銀行東京 経営企画部 TEL 03-6302-3598